



法人化に関する対応状況と 今後の予定

第195回総会
第26期日本学術会議会長
光石衛

法人化に関する これまでの対応状況について

2026年10月以降の日本学術会議の概要

1. 目的・使命：

※（）は現行の制度

- ・ 我が国の科学者の内外に対する代表機関・・・ナショナルアカデミー
- ・ 学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与
- ・ 人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献

2. 組織形態：

国が設立する法人（内閣府の機関）

※内部の詳細な組織については日本学術会議において制度設計

3. 会員：

- ・ 250名・任期6年（1回に限り再任可）・定年75歳（210名・任期6年・定年70歳）
- ・ 日本学術会議において選任（内閣総理大臣任命）

※連携会員・外国人会員については日本学術会議において検討

4. 財務：

政府による必要と認める金額の補助（国庫負担）

※外部資金の獲得については日本学術会議において検討

5. ガバナンス：

- ・ 中期的な活動計画・年度計画の策定と自己点検評価の実施
- ・ 監事、運営助言委員会の設置、国に日本学術会議評価委員会の設置

○日本学術会議法案に対する附帯決議（令和7年5月9日衆議院内閣委員会）

政府及び日本学術会議は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 政府は、令和二年の会員任命拒否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。
- 二 政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。
- 三 政府は、現行の日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたものであることを尊重すること。
- 四 政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。
- 五 政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オプレーションの理念に配慮すること。

- 六 政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を萎縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。
- 七 政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の自主性を尊重すること。また、内閣総理大臣が任命する監事や日本学術会議評価委員会の権限が不当に拡大しないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命すること。また、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることができる者を任命すること。
- 八 政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげること。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。
- 九 日本学術会議は、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性の向上に努めること。

- 十 政府は、日本学術会議の更なる改革に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を検討すること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。
- 十一 政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む自主的・自律的な運営に向けての取組などに留意すること。

○日本学術会議法案に対する附帯決議(令和7年6月10日参議院内閣委員会)

政府及び日本学術会議は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政府は、令和二年の会員任命拒否問題について、改めて国民への説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、誠意を持って日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。
- 二 政府及び日本学術会議は、我が国及び世界が直面する社会課題、政府とアカデミアとの関係性その他の多面化・複雑化する学問の自由に関わる諸問題に対し絶えず真摯に向き合い、それぞれの役割・責務を果たすよう努めること。
- 三 政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質及び役割を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。
- 四 政府は、日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたことを尊重すること。
- 五 政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

- 六 政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の理念と実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オペレーションの理念を尊重すること。
- 七 政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を委縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、ナショナルアカデミーとしての活動の中立性に留意しつつ民間からの寄付金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。
- 八 政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の独立性、自主性及び自立性を尊重すること。
- 九 政府は、内閣総理大臣が任命する監事、日本学術会議評価委員会及び設立委員の権限が不当に拡大し、特に日本学術会議の活動の学術的な内容・価値に立ち入らないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命し、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることをできる者を任命すること。
- 十 政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげること。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。

- 十一 政府は、内閣府に置かれる日本学術会議評価委員会の全ての議事録の公表、内閣総理大臣による本法に基づく権限の意思決定過程等に関する文書の適切な作成・保存等、日本学術会議の組織及び運営一般に関する内閣府の事務の透明性向上に努めること。また、日本学術会議は、役員会、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の全ての議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性向上に努めること。
- 十二 政府は、内閣総理大臣が施行日前に会長職務代行者を指名するに当たっては、特にその公正性及び中立性が確保されるように配慮すること。
- 十三 政府は、日本学術会議の更なる機能強化に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。
- 十四 政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む活動の独立性や自主的・自律的な運営に向けた取組などに留意すること。
- 右決議する。

日本学術会議の法人化を内容とする、政府提出の「日本学術会議法案」については、6月11日の参議院本会議において可決され、成立しました。

国会における審議を通じて、日本学術会議は、4月15日の総会において採択された声明「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」及び決議「日本学術会議法案の修正について」に基づき、決議の趣旨、独立性、評価委員、法人発足時及び発足3年後の会員選考を含む会員選考のあり方、財政基盤等について、日本学術会議の考えを述べてまいりました。

国会においては与野党を問わず、これまで日本学術会議が示してきた懸念を中心とした議論が長時間にわたって行われたところであり、参議院においては、日本学術会議の懸念も踏まえた修正案が提出され、審議が行われました。日本学術会議の歴史や過去の活動を振り返りつつ、また未来を見据えて真摯に審議いただいた国会議員の皆様に改めて敬意を表します。また、この間、学協会及び連携会員をはじめ、多くの個人、団体から、法案への懸念が表明されることなどを含めて、日本学術会議への支援を賜りました。改めて御礼を申し上げます。

そもそも、今回の組織改革にあたっては、政府と日本学術会議が互いに議論し、科学者の代表機関である日本学術会議の意見が適切に反映される形での検討が行われることが、本来のあるべき姿でした。しかし、会員任命拒否問題など日本学術会議と政府の間の信頼関係が損なわれた中で議論が始まり、日本学術会議の独立性を損なうのではないかという懸念が払拭されないまま法案が国会に提出されたことの問題については改めて指摘しておかなければなりません。

結果として法案は原案のとおり可決され、日本学術会議が求めてきたような法案の修正には至りませんでした。法案の修正を求める旨の決議を行った日本学術会議としては、国会において日本学術会議の示してきた懸念に関する審議が行われていただいただけに非常に残念であります。しかしながら、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会においては、それぞれの委員会を通じた審議を踏まえた附帯決議が採択されたところであり、会員の選任や科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性の尊重、必要な財政支援、日本学術会議が行う勧告、答申等の尊重等について国会の意思として明確に示されました。これらについては、今後の制度設計だけでなく、政府と日本学術会議の関係のあり方において極めて重要なものと受け止めております。そして、日本学術会議に対する指摘については、謙虚に受け止め真摯に対応いたします。

政府においても、法に基づく運用を行うに当たって、これらの附帯決議で示された内容を遵守し、会員の選任や科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性の尊重、必要な財政支援、日本学術会議が行う勧告、答申等の尊重等の点を十分に踏まえて対応することを強く求めます。また、衆議院及び参議院いずれの附帯決議にも盛り込まれた、令和2(2020)年の会員任命拒否問題についての説明責任を果たすこと、日本学術会議との信頼関係の構築に努めることとされた点についても、法に基づく法令の立案や運用に当たって日本学術会議との十分な対話を行うなど、改めて政府における誠意ある対応を求めます。

法案が成立した今、日本学術会議もまた独立性、自主性、自律性を確保しながらナショナルアカデミーとしての役割を発揮していくためになすべきことをなさねばなりません。声明では、76年の歴史を有し世界の学界と連携して学術の進歩に貢献してきた日本学術会議が、これまで引き継ぎ、そして発展させてきた理念や使命が変わらず存続するよう、我々科学者自身で確認し、国民、社会に向けて誓約する必要があることを述べました。それに加え、これからも学術の振興を通じて文化を育み、平和で豊かな社会を作り、安心して生き甲斐があり、健康で文化的な国民生活の維持増進に貢献していくことを、新たな日本学術会議法が成立した今、改めて表明いたします。

そのために、新たな法律の下での日本学術会議のさらなる発展に向けて、日本学術会議においても準備、検討を開始いたします。そして、日本学術会議が自ら主導することで、日本学術会議の継続性を確保し国民や社会の期待に応える制度設計を進めてまいります。また、準備に際しては、政府とのコミュニケーションを図ってまいります。

最後に、今次の日本学術会議のあり方に関する議論を糧として、組織改革だけでなく、世界及び国内の社会課題の解決に寄与しつつ、学術の更なる発展のために自ら行動し、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」及び「日本学術会議第26期アクションプラン」による自らのさらなる改革を進め、次世代へと引き継ぐことを国民、社会に対し約束するという我々の宣言に従って、今後、活動を進めてまいります。

令和7年6月12日
日本学術会議会長 光石 衛

1. 会員による組織体制を準備して検討

- 法人発足時の会員選考に関する検討(⇒候補者選考委員会)
- 組織体制(連携会員制度含む)・ガバナンス、基本的なルール(会則等)の検討
- 会員選任制度(法人発足後)、会長選考制度の検討
- 日本学術会議憲章の改訂に向けた検討 等
- 自己資金に関する方策・ルールの検討

※日本学術協力財団の業務についても要検討

2. 事務局において執行部等と相談しつつ検討

- 予算要求(上記の検討内容及びアクションプラン企画WGの検討内容等を踏まえつつ検討)
- 職員人事(専門人材の雇用含む)、報酬・給与、労務、法務、知財など諸規程の検討
- 情報システムの構築・移行 等

3. アクションプラン企画WGによる検討

- アクションプランの検討・実行

法人発足時の 会員の選任について

法人発足時の会員の選任について

2026年10月1日からの会員の選考

候補者選考委員会

(優れた研究又は業績のある科学者、10～20人)

○選考基準等の決定

○会員予定者の候補者(125人)の選考

部会

委員+専門委員

部会

委員+専門委員

部会

委員+専門委員

...

会員候補者の業績審査

指定<2025/6/18>

CSTI常勤議員

日本学士院長

日本学術会議会長

日本学術会議会長
(設立委員)

日本学術会議会員
(2026年10月1日～)

会員予定者
(125人)

2029年9月末
まで任期のある
現会員(105人)

協議

委員
任命

会員予定者候補者案

会員予定者候補者選定
推薦

承認

会員予定者指名

指名<2025/6/26>、権限委任

日本学術会議
幹事会、総会

内閣総理大臣

スケジュール

2025年

6月18日 候補者選考委員の任命にあたって協議する者について内閣総理大臣による指名
(宮園浩平CSTI議員、佐々木毅日本学士院長)

7月22日 3者協議 (第1回)
8月26日 3者協議 (第2回)
9月17日 3者協議 (第3回) } 候補者選考委員の候補者について協議

→現在、候補者選考委員について選定中

11月 候補者選考委員の任命、候補者選考委員会 (第1回) の開催

12月 会員予定者の候補者の選考の基準等の決定

2026年

1月～ 会員予定者の候補者の推薦依頼

4月頃～ 業績審査、選考

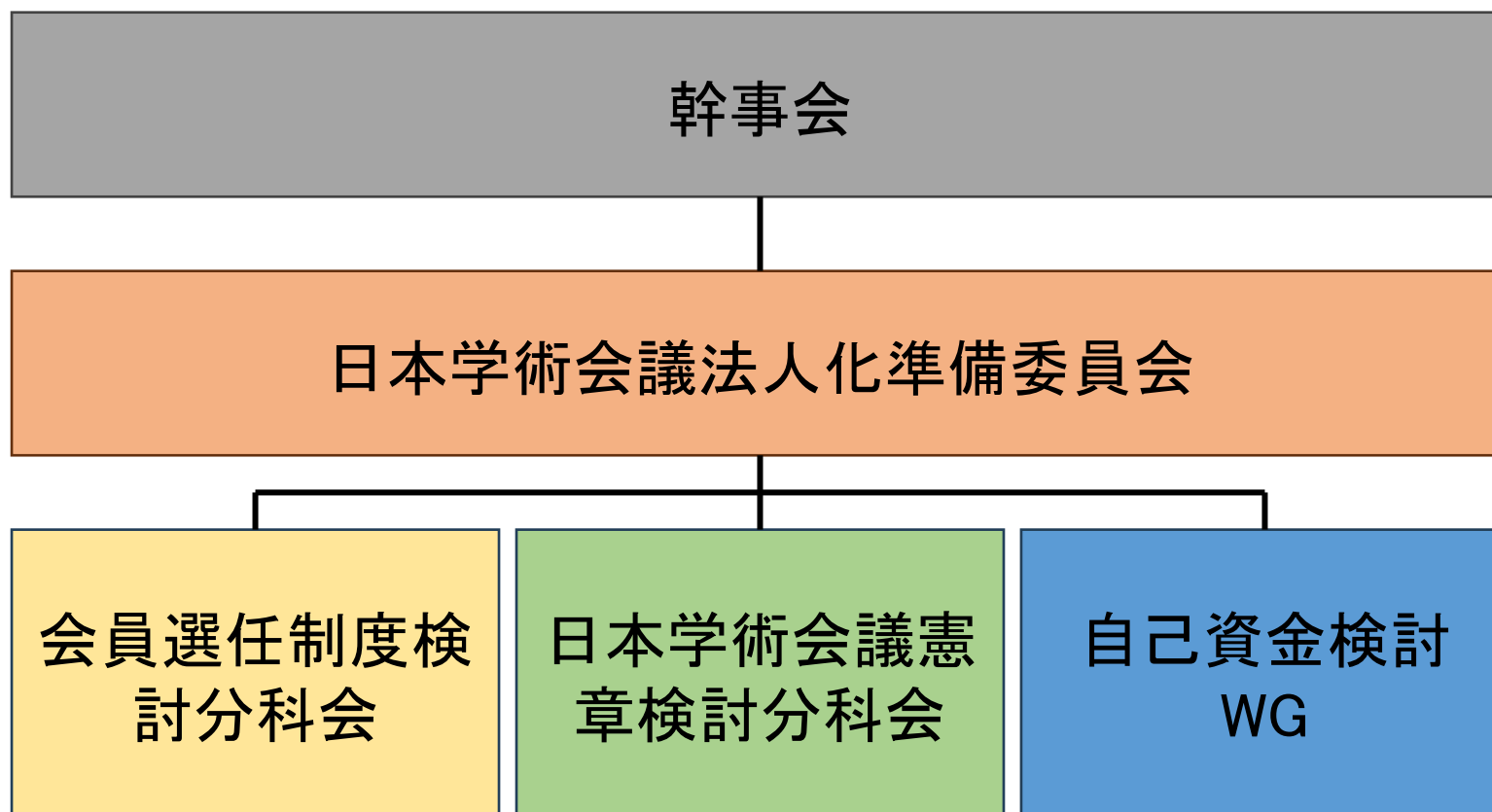
夏頃 候補者選考委員会による会員予定者の候補者の決定

8月頃 臨時総会における承認

日本学術会議 法人化準備委員会について

日本学術会議法人化準備委員会について

法人化後の日本学術会議の組織体制やガバナンス等、法人化に伴い検討が必要な事項について審議するため、8月29日に日本学術会議法人化準備委員会、分科会・WGを設置



■ 構成員

川嶋 四郎	同志社大学法学部法律学科教授
日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
明和 政子	京都大学大学院教育学研究科教授
吉田 文	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
磯 博康	国立健康危機管理研究機構国際医療協力局グローバルヘルス政策研究センター長
尾崎 紀夫	名古屋大学大学院医学系研究科精神疾患病態解明学特任教授
堀 正敏	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学研究室教授
沖 大幹	東京大学大学院工学系研究科教授
北川 尚美	東北大学大学院工学研究科研究科長補佐／教授
三枝 信子	国立研究開発法人国立環境研究所理事
光石 衛	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構理事 東京大学名誉教授

■ 検討事項

※検討時期は目安

- ・ 連携会員(10月)
- ・ 総会(11月)
- ・ 会長・副会長(11月)
- ・ 幹事会(役員会)(11月)
- ・ 事務局(11月(P))
- ・ 部(12月)
- ・ 委員会(12月)
- ・ 運営助言委員会(12月)
- ・ 会長候補者選考(12月)
- ・ 地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等(1月)
- ・ 中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価(1月)
- ・ 内部監査(1月)
- ・ 外部評価(1月)
- ・ 意思の表出(2月)
- ・ 国際活動(2月)
- ・ 学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ(2月)
- ・ 政令案、内閣府令案(随時)

■ 会員選任制度検討分科会

■ 構成員

宇山 智彦	北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授
日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
山田 八千子	中央大学法科大学院教授／弁護士
狩野 光伸	岡山大学副理事／副学長／学術研究院ヘルシステム統合科学学域教授
山口 香	筑波大学体育系教授
市川 温子	東北大学大学院理学研究科教授
北川 尚美	東北大学大学院工学研究科研究科長補佐／教授

■ 検討事項

- 会員候補者選定委員会
- 選定助言委員会
- 令和11年度以降の会員選任に係る制度設計（選定方針、推薦、選定等）
- 補欠の会員選任に係る制度設計
- 会員の解任、退任に係る制度設計

■ 日本学術会議憲章検討分科会

■ 構成員

中村 征樹	大阪大学全学教育推進機構教授
芳賀 満	東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
磯 博康	国立健康危機管理研究機構国際医療協力局グローバルヘルス政策研究センター長
加藤 和人	大阪大学大学院医学系研究科医の倫理と公共政策学分野教授
樋田 京子	北海道大学大学院歯学研究院口腔病態学分野血管生物分子病理学教室教授
沖 大幹	東京大学大学院工学系研究科教授
森口 祐一	東京大学名誉教授

■ 検討事項

- 日本学術会議憲章の検討、見直し
- 理念と基本方針(MISSION、VISION、CORE VALUE)の検討

■ 自己資金検討ワーキンググループ

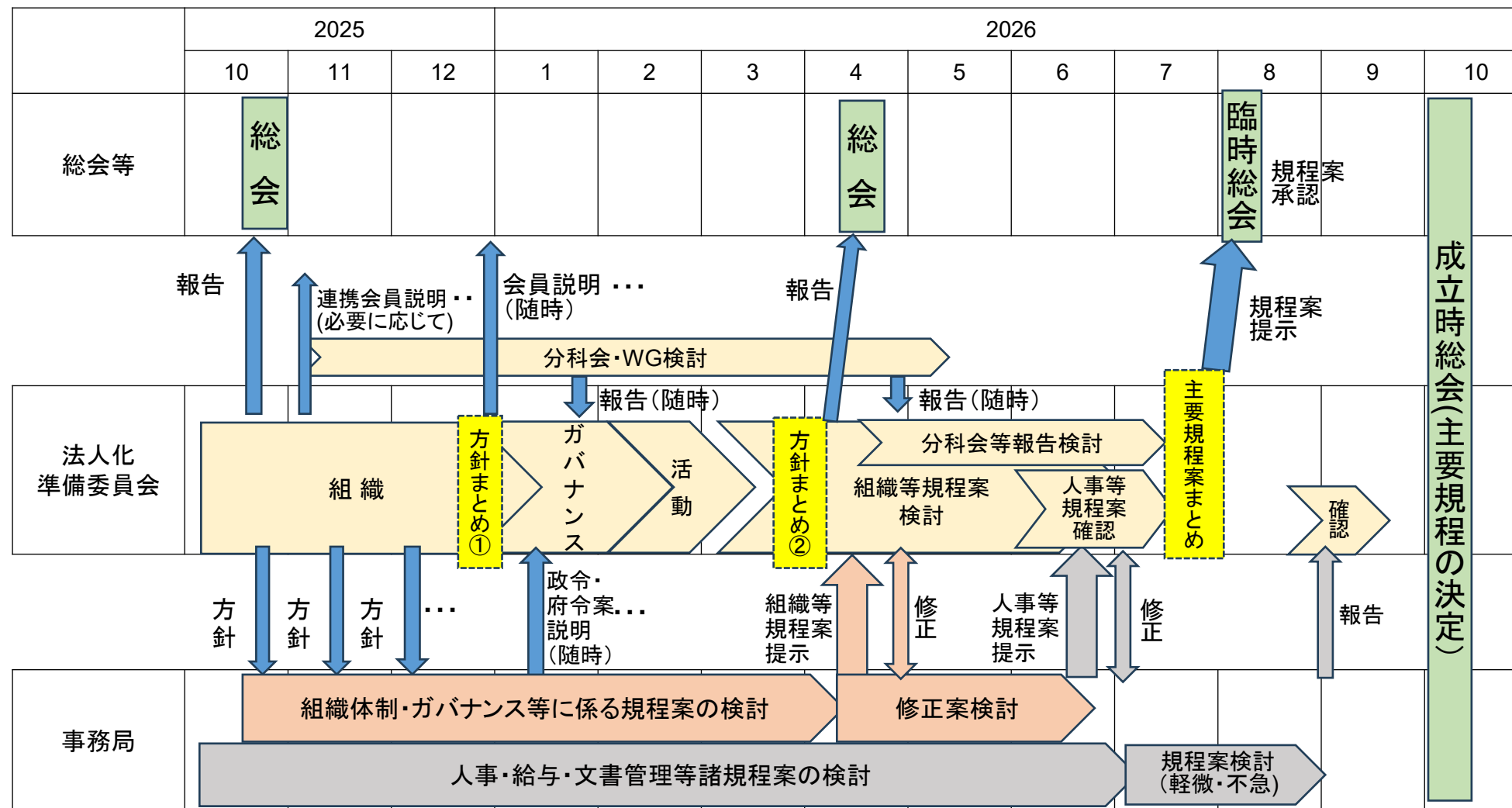
■ 構成員

戸谷 圭子	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科教授
高山 弘太郎	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授・愛媛大学大学院農学研究科教授
三枝 信子	国立研究開発法人国立環境研究所理事
関谷 毅	大阪大学産業科学研究所教授

■ 検討事項

- 自己資金(外部資金)獲得方策、ルール of 検討

- ・ 組織、ガバナンス、活動について年度内を目途に方針を検討し、来年度に内部規則等を作成予定
- ・ 法人化準備委員会での検討状況を総会や会員説明会(随時)により会員に報告予定



連携会員に係る方針について

■ 開催実績

- 10月8日 第1回 【議題：連携会員について①】
- 10月19日 第2回 【議題：連携会員について②、会長・副会長について①】

■ 議論の概要

- 連携会員については、
現行法に基づく連携会員と同様の制度を法人化後も設ける。
- 具体的な連携会員に係る方針案は次ページ以降のとおり。

連携会員に係る方針について(1)(案)

職務上の位置付け

- 連携会員は、会員と連携し会議の職務の一部を実施するものとする。
- 連携会員は原則として分科会等へ参加するものとする。
- 分科会等への所属がない場合も、意見の聴取や査読の形で会議の活動に参画するものとする。
- 上記を事前に理解し、活動参画の意思がある者を任命する。

○その他

- 会員から連携会員に対し、ガバナンス等に関する説明、情報共有をこれまでより積極的に行う。

連携会員に係る方針について(2)(案)

	現行制度	新体制案
名称	連携会員	連携会員
任期	6年	6年
再任	2回まで ※会員としての任期を含む。	通算で12年まで ※会員としての任期を含まない。 ※現行制度における連携会員としての任期を含む。 (法人発足時の特例あり(P.27))
定年	なし ただし、任命の時点で70歳以上の者は当該任期限り	なし ただし、任命の時点で75歳以上の者は当該任期限り
選考手続	① 会員・連携会員からの推薦 及び 大学、研究機関、学会、経済団体その他民間の団体等からの情報提供 ② 総会において定める委員会(＝選考委員会)による審査 ③ 幹事会における候補者の決定 ④ 会長による任命	① 会員・連携会員 及び 大学、研究機関、学会、経済団体その他民間の団体等からの推薦 ② 総会において定める委員会による審査 ③ 役員会における候補者の決定 ④ 会長による任命
連携会員(特任)	—	連携会員(特任)に係る総数や委員会ごとの人数制限を緩和する。

連携会員に係る方針について(3)(案)

2026（令和8）年10月の法人発足時の特例

- 2029(令和11)年9月末まで任期のある連携会員については、引き続き任期まで連携会員を務めていただく。
 - 2026(令和8)年9月末に任期末を迎える連携会員については、法人発足より6年間、引き続き連携会員を務めていただく。
- ※ 2026(令和8)年9月末に任期末を迎える会員が連携会員になる場合は、通算12年のルールを適用しない。



法人発足時は、新体制のルール（通算12年まで等）は適用しない